

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（目時重雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12人であります。

よって、定足数に達しております。

ただいまから令和3年第2回小坂町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（目時重雄君） 日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

諸般の報告。

秋田県町村議会議長会より、町村議会議員として11年以上在職した者として、11番椿谷竹治君が自治功労者として表彰されました。長年にわたるご活躍に敬意を表し、ご紹介いたします。

おめでとうございます。（拍手）

続きまして、今期定例会において2月17日開催の議会運営委員会までに受理した陳情は、お手元に配付の陳情書の写しのとおりであり、陳情第1号「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情は、産業教育常任委員会に付託いたしましたので、ご報告いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（目時重雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、小坂町議会会議規則第111条の規定により、8番、鹿兒島巖君、9番、小笠原憲昭君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（目時重雄君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期につきましては、運営委員会委員長のご報告を求めます。

委員長。

〔議会運営委員長 小笠原憲昭君登壇〕

○議会運営委員長（小笠原憲昭君） おはようございます。

本定例会についての議会運営委員会を2月17日に開催をいたしました。

本定例会に係る案件は、新年度予算関係11件、条例の制定が2件、条例の一部改正が7件、条例の廃止が1件、指定管理者の指定について2件、補正予算7件の議案が計30件であります。

したがって、議会運営委員会としましては、第1日、2月24日水曜日、初日本会議、第2日、2月25日木曜日、一般質問、第3日、2月26日金曜日、予算特別委員会、第4日から第5日までは土曜日、日曜日のため休会、第6日、3月1日月曜日から第7日、3月2日火曜日まで予算特別委員会。予算特別委員会終了後、各常任委員会。第8日、3月3日水曜日から第9日、3月4日木曜日までは事務整理などの関係で休会、第10日、3月5日金曜日、最終日本会議として、会期を10日間とすることをご提案いたします。

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本定例会の会期につきましては、ただいまの運営委員会委員長の報告のとおり、本日から3月5日までの10日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本定例会の会期は10日間と決定いたしました。

◎町政報告及び教育行政に関する報告

○議長（目時重雄君） 日程第3、町政報告及び教育行政に関する報告について、町長及び教育委員会教育長から発言を求められております。この際、発言を許可いたします。

まず、町長からお受けいたします。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） おはようございます。

本日は、第2回小坂町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には時節柄大変お忙しい中、ご参会を賜り、誠にありがとうございます。

本日提出いたします議案は、令和3年度当初予算及び令和2年度補正予算の予算関係18件、条例の制定2件、条例の一部改正及び廃止8件、そして指定管理者の指定2件の計30件であります。いずれの議案につきましても、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

それでは、議案の審議に先立ちまして、12月定例会後の町政諸般についてご報告申し上げます。

初めに、ワーケーションの取組についてご報告申し上げます。

ワーケーションとは、労働を意味するワークと休暇を意味するバケーションを合わせた造語で、このコロナ禍にあって、新たな日常生活に対応する働き方であるリモートワークの一つに位置づけられております。

さきの定例議会の一般質問の答弁の中で、「七滝活性化拠点センターをリモートワークの拠点としていきたい」とお答えさせていただきました。その後、具体的な動きが出てまいりましたので、ご報告させていただきます。

現在、町も構成員となっております地域連携DMOの秋田犬ツーリズムが、ANA（全日本空輸株式会社）と連携して地域内のワーケーションモデル事業を計画しております。この計画は、3月4日から8日の5日間、ANA社員のパイロット、キャビンアテンダント、グランドスタッフ等がエリア内の拠点で数グループに分かれて業務を行い、そこでどのような業務ができるかを検討する事業であります。

その事業実施拠点の一つに七滝活性化拠点センターが予定されております。この結果を秋田犬ツーリズムからフィードバックしていただき、次のワーケーション誘致につなげてまいりたいと考えております。

そのほかに町では、アキタ・イナカ・スクールにワーケーションの実証実験の事業委託を行っております。この事業は、イナカ・スクール所有のハウスに宿泊しながら、七滝活性化拠点センターでリモートにより業務を行う予定としております。実施時期については、3月

15日から21日までの7日間を予定しております。この実証試験により有効性が確認できれば、イナカ・スクールを窓口としたワーケーション誘致につなげてまいりたいと考えております。

これらの事業の参加者につきましては、コロナウイルス感染の有無について確認を行い、参加することとなっております。しかし、今後の感染拡大の状況により中止の可能性を含んでおります。

次に、今年度の加工用バレイショ栽培試験の実施状況についてご報告申し上げます。

カルビーポテトへの出荷を目指した加工用バレイショの栽培試験の3年目である今年度は、試験地をこれまでの畑に加えて、輪作体系の確立と収穫時期の分散を図るため水田でも行い、生食用の品種にも取り組みました。

畑については、鶺鴒地区に50アール、水田については、万谷地区の基盤整備後の水田50アール、合計1ヘクタールの試験ほ場を設定し、それぞれに加工用品種トヨシロと生食用品種キタアカリの栽培試験を実施しました。

試験結果につきましては、目標であるでん粉比重1.08を畑と水田の両方で達成できました。収穫量につきましては、反収目標3,000kgに対して、水田で3,333kg、畑で2,350kgとなりました。

出荷状況につきましては、カルビーポテトにトヨシロをトラック1台8コンテナ、8,570kgを出荷しております。コンテナに搭載できなかった加工用と生食用については、秋田市の市場とポークランドグループへ7,695kgを十数回に分けて出荷しております。販売額については93万5,544円となりました。

この3年間の栽培試験を総括いたしますと、目標とする反収3,000kg、でん粉比重1.08をクリアできる栽培技術を体系化したマニュアルを作成することができたほか、加工用と生食用を組み合わせた栽培体系についても展望が開けるなど、試験としては成功であったと考えております。まだまだ改善すべき点はありますが、3年間の試験について、このように総括しております。

今後のバレイショ栽培につきましては、現在の加工用馬鈴薯試作協議会をさらに発展させ、作付農家を組織化して、畑作農家を核とした営農集団の育成を推進することによって規模拡大を図りたいと考えております。

また、そば、なたね、大豆、ジャガイモの輪作体系を確立することで、米に依存しない営農体系をつくり上げてまいりたいと考えております。

次に、当日配付の小坂町の令和元年度決算に係る財務書類について、ご報告申し上げます。

令和元年度決算に係る財務書類の内容は、本日お配りしております令和元年度決算小坂町財務書類でご確認いただきたいと思います。

我が国の公会計は、全ての収入と支出を計上した予算を編成し、その執行状況を決算としてまとめ、報告する仕組みになっています。現金主義に基づいて現金の動きを捉えたものであり、予算の執行や現金の収支の把握には適していますが、借金の増加や資産の減少等、将来にどれだけの負担があるかなどの情報不足がしていました。

そこで、企業会計的な手法で財務書類を作成し、従来の方法では分かりにくかった自治体全体の財政状況を明らかにすることを目的に公会計改革が進められてきました。

しかし、本格的な複式簿記が導入されていないことにより、事業別や施設別の分析ができていないこと、公共施設等のマネジメントに資する固定資産台帳の整備が十分でないことから、平成26年5月23日付けの総務大臣通知により、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準が示されました。

これにより、当町では平成27年度から固定資産台帳の整備に着手し、平成28年度決算から統一的な基準による財務書類を作成いたしました。

作成した財務書類は従来と同様で、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の4種類でありまして、対象となる会計の範囲はお手元の資料2ページに掲載していますが、今回は一般会計等、地方公営事業会計、公営企業会計の町の会計の範囲である全体会計を対象に作成しています。

財務書類を分析するための比率として、総務省から公表された分析手法で算出した指標を資料の4ページに掲載しました。主なものとして、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているかを示す資産老朽化比率は53.96%で、100%に近いほど老朽化が進行していることとなります。道路や公共施設等に係る将来世代の負担の比率は53.45%となっています。住民1人当たりの負債額は198万3,000円となっていて、平成30年度より減少しています。これは負債合計額における地方債残高が減少したことによるものであります。基礎的財政収支については、投資的経費が前年度と比較し減少したことにより、投資的経費に充当されていた一般財源が経常経費として使われたことから数値の改善が見られたものであります。

資料5ページ以降には、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書を分析した資料及び詳細資料を掲載しています。このうち5ページの貸借対照表の負債

の総額は、先ほどの説明のとおり、地方債残高が減少傾向にあり、将来世代の負担が減ってきています。

資産を活用するためにどれだけのコストがかけられているか、地方債を定期的に確保できる資産で返済した場合、何年で返済できるかの返済能力を計ることや、資産明細表を利用して行政目的別等の資産老朽化比率を算定するなど、財務書類を活用し分析することによって町の財政状況の特徴や課題を多面的に把握することができ、今まで以上に他団体と比較して町の位置づけを明らかにすることが可能となります。

なお、町民へは広報とホームページにて公表することにしております。

以上で、2月定例議会の町政報告とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 次に、教育委員会教育長。

〔教育長 澤口康夫君登壇〕

○教育長（澤口康夫君） おはようございます。

教育行政についてご報告申し上げます。

スキー大会での小坂小・中学校の児童生徒の活躍についてご報告申し上げます。

1月6日から7日まで行われた鹿角中学校スキー大会では、金丸典加さんが女子クラシカルで優勝、フリーで3位、成田絆さんがジャンプで2位、複合で優勝、佐藤拓海さんがジャンプで3位、複合で3位になるなど入賞しました。

1月15日から17日に行われた秋田県中学校スキー大会では、総合で小坂中男子は2位、女子は3位となりました。また、個人でも3年・成田絆さんがジャンプと複合で優勝して2冠を達成したほか、女子では3年・金丸典加さんがクラシカルで3位、フリーで2位になるなど入賞しました。

東北中学校スキー大会、全国中学校スキー大会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となりました。県大会で入賞し上位大会でも活躍が期待されていただけに大変残念ですが、郡市大会、県大会が開催できたことは大会関係者、指導されている先生方、そして保護者の皆様のご尽力、ご協力のおかげと感謝を申し上げます。

1月30日に花輪スキー場で行われた鹿角小学校スキー大会では、4年男子クラシカルで秋本迅さん、同じく女子クラシカルで澤田理央さんが優勝、5年男子大回転で池田想太郎さんが2位、6年男子クラシカルで金丸拓寛さん、同じく女子で安保胡春さんが優勝、佐藤由奈さんが3位という輝かしい成績を収めました。また、女子リレーは昨年に続き優勝し、2連覇を果たしました。

新型コロナウイルス感染症や少子化等の影響もあり、十分な活動ができない現状ですが、その中でも頑張っている子どもたちやその姿を支えている保護者の方々、指導している先生方のご労苦に対し、敬意と感謝を申し上げたいと思います。

町といたしましても、これまでと同様に活動環境を整え、児童生徒に対する支援をしていきたいと考えております。

以上で、2月定例議会の教育行政報告とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） これで町政報告及び教育行政に関する報告は終了いたしました。

〔「議長、よろしいでしょうか。質問ですけれども」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 報告でありますので。

〔「この報告が間違っているということをちょっと確認したいということですか。よろしいですか」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 休憩します。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時26分

○議長（目時重雄君） 会議を再開いたします。

◎議案第2号～議案第11号の上程、説明、委員会付託

○議長（目時重雄君） 日程第4、議案第2号 令和3年度小坂町一般会計予算、日程第5、議案第3号 令和3年度小坂町国民健康保険特別会計予算、日程第6、議案第4号 令和3年度小坂町後期高齢者医療特別会計予算、日程第7、議案第5号 令和3年度小坂町介護保険特別会計予算、日程第8、議案第6号 令和3年度小坂町歯科診療所特別会計予算、日程第9、議案第7号 令和3年度小坂町中小企業従業員退職金等共済事業特別会計予算、日程第10、議案第8号 令和3年度小坂町菅原ヤエ奨学資金特別会計予算、日程第11、議案第9号 令和3年度小坂町下水道事業特別会計予算、日程第12、議案第10号 令和3年度小坂町小坂財産区特別会計予算、日程第13、議案第11号 令和3年度小坂町水道事業会計予

算を一括して議題といたします。

お諮りいたします。

本議案につきましては、それぞれの議案の朗読を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、朗読は省略することに決定いたしました。

町長から小坂町行財政の大要及び提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第2号から議案第11号までの提案理由の説明と合わせ、令和3年度小坂町行財政の大要を申し上げます。

国では、令和3年度予算の方針として、経済財政運営と改革の基本方針2020に基づき、感染症拡大防止と社会経済活動の両立を図りつつ、ポストコロナの新しい社会の実現を目指し、成長力強化のためのデジタル改革・グリーン社会の実現や、生産性向上と継続的な賃金底上げによる好循環の実現、安全・安心に向けた子どもを産み育てられる環境づくりなどを重点課題としています。

当町においては、令和3年度が第6次小坂町総合計画のスタートの年に当たり、第5次総合計画期間においては、明治百年通りにぎわい創出プロジェクトや七滝活性化拠点センター・畑作振興センターの整備、小坂七滝ワイナリーを核としたグリーンツーリズム推進事業、移住定住促進住宅整備などを行ってきたほか、安心して子育てができる環境づくりにも重点的に取り組んでまいりました。

第6次総合計画では、「ひとと自然と文化を未来につなぐ魅力あふれるまち」という新たな目標に向かって、今後は整備された施設等を活用したソフト事業を充実させた町内各種産業の活性化や地方創生の取組を進めていくことによる町内外を含めた交流の活性化などに向けて施策を展開させていきたいと考えております。

私の任期が4月11日をもって満了し、改選期に当たりますことから、町民生活に必要な不可欠な事業や義務的経費・継続的な事業を主体とし、政策的な経費を極力除いた骨格予算を基本として編成いたしました。しかしながら、その継続性を勘案し、十和田湖和井内エリア整備事業や法令等で策定が義務づけられた各種計画の策定、感染症対策関連経費、防災対策の

観点からハザードマップ・河川洪水想定区域図作成などに関する事業費については、当初予算に計上しております。

その結果、一般会計予算案の総額は39億4,300万円となり、前年度当初予算対比で9,400万円。2.3%の減となりました。

特別会計は、8会計で、予算案の総額は18億3,913万2,000円、前年度当初予算対比で212万2,000円。0.1%の増となりました。

そのほかに水道事業会計の予算を編成し、提案した次第であります。

それでは、令和3年度一般会計予算案及び特別会計予算案について、議案の順に概要を申し上げます。2月16日開催の議会全員協議会において予算案に係る主要政策については説明させていただいておりますので、主なものを説明させていただきます。

まず、一般会計の歳入についてです。

町税は、固定資産の評価替えによる減収や感染症の影響による入湯税の減収がそれぞれ見込まれるものの、町内主要企業の好況が令和3年度も続くことが想定されることから、法人税割の増収を見込み、町税全体では前年度当初予算対比4,237万1,000円。6.6%の増として計上いたしました。

普通交付税は、国の地方財政対策において地方公共団体へ配分される額が前年度対比で5.1%の増となっております。当町の場合、基準財政需要額において人口減少による算定経費の減や令和2年度法人税割増収による基準財政収入額の増加などを勘案して、当初予算には前年度当初予算対比5,000万円。3.2%減の15億円を計上いたしました。

なお、特別交付税は前年度と同額の2億円を計上しております。

国県支出金では、障害者自立支援給付費や新型コロナウイルスワクチン接種経費、秋田県知事並びに衆議院議員選挙費委託金の増加があったものの、保育給付費負担金や十和田湖和井内エリア整備事業に充当した二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金、国勢調査交付金などが減少し、全体で1,190万6,000円。2.2%の減となっております。

繰入金は、財源調整として財政調整基金及び減債基金を取り崩しているほか、未来創生基金の一部を妊産婦医療扶助、インフルエンザ予防接種対象年齢拡大分、馬鈴薯コントラクター育成事業、新規就農支援事業、学校パソコン・タブレット活用サポート事業に充当しております。また、自伐型私有林整備事業などに森林環境整備基金から809万4,000円を充当し、全体で前年度当初予算対比2,862万7,000円。7.8%の減となりました。

町債は、発行額としては2億6,370万円を計上し、教育・福祉施設等整備事業債として、

一本杉地区流雪溝設置事業830万円、一般単独事業債として急傾斜地崩壊対策事業100万円、過疎対策事業債として、道路橋りょう整備事業、和井内エリア整備事業、危険老朽化空き家除却事業など1億4,440万円を計上いたしました。

交付税の振り替えである臨時財政対策債は、国の地方財政対策において57.7%の増と示されており、実績などを勘案し、前年度当初予算と比較し2,000万円増の1億1,000万円を計上しております。

次に、歳出予算の性質別経費の状況であります。人件費、物件費、維持補修費、扶助費などの消費的経費が24億7,934万8,000円、全体の62.9%を占めており、前年度当初予算と比較すると904万3,000円。0.4%の増となっております。これは、人件費において令和2年度末退職者数が令和3年度採用者数より多かったことなどにより職員人件費は減少となりましたが、公共施設等総合管理計画などの計画策定業務委託などにより、物件費が増加したことなどが要因となっております。

投資的経費は3億5,419万5,000円で全体の9.0%を占め、前年度当初予算と比較し1億482万1,000円。22.8%の減となっております。

その他経費は11億945万7,000円、全体の28.1%で、前年度当初予算と比べると177万8,000円。0.2%の増となっております。

それでは、一般会計の歳出予算内容の主なものについて、款を追って説明させていただきます。

1 款議会費であります。

報酬等の予算計上は12議員で編成いたしております。議員共済会負担金としまして1,082万5,000円、また議会活動において町民との信頼関係を深めることを目的とした年4回の議会広報「議会だよりこさか」の発行費用として64万円を計上し、総額を7,367万円としております。

2 款総務費であります。

町民と行政がよりよいパートナーシップを築き、連携して活動を進めるため、自治会活動に対する助成196万4,000円や地域づくり事業交付金60万円、コミュニティーセンター整備232万7,000円、広報の発行経費243万8,000円などを計上しております。

また、地域の活力維持と地域の魅力再発見につなげるため、引き続き移住定住コーディネーターやブドウ栽培などで活動する地域おこし協力隊活動経費及び隊員募集経費912万6,000円や移住定住促進対策関連事業に967万9,000円を計上しております。

また、地域公共交通政策として、新たに公共交通計画の策定や地域公共交通維持・確保のための助成や町営バス運行経費などに1,450万2,000円、公共施設等総合管理計画の改定業務委託に440万円、町史編さん事業に1,129万2,000円を措置したほか、未来創生基金に寄附していただいた方への特産品贈呈、マイナンバーカード交付推進事業や町長選挙をはじめとした各種選挙執行経費を計上しております。

3款民生費であります。

地域福祉の中核的な役割を担う社会福祉協議会への運営補助に2,149万2,000円、高齢者福祉分野においては、小坂町の高齢化率は44%を超えており、高齢者が地域の一員として暮らすことができるよう、状況に応じたサービスの提供を行うため、外出支援をはじめとした生活支援サービスに1,381万8,000円、敬老祝金などの福祉扶助に475万5,000円、自治会で実施する敬老会などの活動に対する補助として130万3,000円のほか、老人保護委託費や和田湖地区福祉サービス利用支援も計上しております。

また、新たに介護予防事業に係る地域支援事業として392万8,000円を措置しております。本事業の対象年齢をおおむね60歳以上からとし、早期の段階から取り組むことにより、要介護認定率及び介護給付費を抑制し、健康寿命の延伸につなげていきたいと考えております。対象年齢を65歳以前とすることから、介護保険特別会計ではなく一般会計での計上といたしました。

医療扶助については、子育て家庭の経済的負担を軽減し、当町の少子化対策の充実を図るため、県の医療費助成に上乘せして、平成28年8月から高校生までの医療費を完全無料とした子ども安心医療扶助のほか、妊産婦医療扶助など、医療費助成全体で4,646万3,000円を計上しております。

第3子以降を出産し養育する保護者に対するすこやか育児手当は、小学校入学前までに月5,000円、小学校・中学校入学時にも一時金として5万円を支給することとして196万円を計上しております。

子育て世帯支援対策として、在宅育児を行う保護者に対し、対象児童1人につき月額1万5,000円を給付する在宅育児支援給付金として新たに543万円のほか、私立保育所に対する保育サポート事業補助などの保育対策促進事業も計上しました。

そのほか、障害者自立支援給付事業や交通安全・地域防犯対策事業についても引き続き実施してまいります。

4款衛生費であります。

鹿角広域行政組合衛生費負担金として、ごみ・し尿処理及び斎場等に係る負担金1億2,871万4,000円のほか、町民が安心して適切な治療を受けられるよう地域医療体制確保のための支援として、かつの厚生病院に医師確保対策支援や救急医療等支援として1,210万6,000円、鹿角市と共同で行うあんしん医療連携事業などに139万6,000円を計上しました。

誰もが健康で安心して暮らすための各種検診・予防接種や健康相談体制の充実、次代を担う子どもたちの健康や妊産婦への保健サポート事業などとして、それぞれの事業費を計上しており、インフルエンザ予防接種については、令和2年度に引き続き対象年齢を拡大し予算措置をいたしました。

なお、3款と同様に介護保険特別会計で実施してきたお元気くらぶや食生活改善などの事業について、対象年齢の拡大に伴い、一般会計での予算計上としております。

また、新型コロナウイルス感染症対策として、ワクチン接種関連経費2,288万6,000円を計上しております。現段階で国から示されているスケジュールでは4月中旬から65歳以上優先接種者の接種が始まることとなり、関係機関と連携を取りながら円滑な接種体制の確保に努めてまいります。

環境保全の分野では、生活排水路改修や生ごみ堆肥化への取組を引き続き実施することとし、町外一般廃棄物受入対策として、搬出元自治体での放射能検査や処理水水質検査等を行い、安心した受入体制を確保してまいります。

水道事業会計に対しては、高料金対策や旧簡易水道の経営移行に伴う起債元利償還額の一部をそれぞれ負担金・出資金として計上しました。

5款労働費であります。

労働対策に係る経費として、出稼ぎ者対策や鹿角シルバー人材センター運営費補助、資格取得支援に対する補助などを引き続き実施するため、374万円を計上いたしました。

6款農林水産業費であります。

大規模畑作農業推進を図るため、馬鈴薯コントラクター（受託組織）育成事業に146万円を計上いたしました。栽培実証試験で培った技術を基に、バレイショを含めた輪作体制の確立と畑作振興センターを活用した畑作栽培への取組を支援してまいります。また、水田利活用向上支援として、転作奨励品種の刈取りへの助成や、戦略作物であるなたねなどの種子購入への助成など、地域資源に付加価値を生み出す取組を促進し、農家の所得向上を目指してまいります。

バイオマスタウンの推進では、なたねの買取りやBDF製造に係る経費として206万

2,000円を計上したほか、林業振興においては、森林環境整備基金を活用した自伐型私有林整備事業への助成などを行い、適切な森林管理を進めてまいります。

小坂七滝ワイナリーを核としたグリーンツーリズム推進事業として、ワイン製造技術者養成、商品企画などに367万1,000円を計上したほか、ワイナリー創業祭開催への助成、地域飲食店と連携したワインモニターイベントに236万9,000円を計上いたしました。小坂産ワインという新たな地域ブランドを展開していくことにより、生産者・飲食店・観光業と幅広く経済効果が波及されていくものと考えております。

7款商工費であります。

商業の分野では、新型コロナウイルス感染症により、飲食店をはじめ多くの事業者が影響を受けているところであり、国や県なども様々な制度を創設しております。当町においても、それらの情報をホームページや広報などにより速やかに情報提供を図っていくとともに、国や県などと連携した取組や独自の取組を検討してまいります。令和3年度予算においては、感染症対応資金利子助成577万3,000円を計上いたしました。マル坂資金の関係では、預託金・借入金の保証料補給を合わせて5,100万7,000円、産業振興促進のための施設整備などへの助成1,055万円、創業チャレンジ支援助成130万円、商工会などへの助成178万7,000円、個人商店の店舗改修等への助成60万円を計上いたしました。

観光振興につきましては、十和田湖和井内エリア整備事業となる道の駅内部展示工事に5,663万5,000円、感染症対策用備品の購入に300万5,000円を計上いたしました。展示内容については、小坂町の観光情報・十和田湖ひめますなどを映像やレプリカなどで紹介する予定としております。

また、康楽館などの観光施設の指定管理経費、関係団体やイベントへの助成を計上したほか、感染症の影響により落ち込んだ観光誘客を回復させるため、康楽館活性化事業補助金に100万円、町民芸術鑑賞事業補助金に150万円を措置いたしました。町外からの誘客と町民皆さんによる康楽館観劇の促進を図り、明治百年通りのにぎわいを取り戻していきたいと考えております。

そのほか、インバウンド対策や交流人口の増加を図るため、地域連携DMO秋田犬ツーリズムへの負担金687万円を計上しております。

8款土木費であります。

居住環境の向上と地域経済活性化を目的とした住宅リフォーム支援に400万円、小坂町耐震改修促進計画の改定業務委託に457万4,000円、そのほか融雪装置設置助成、ブロック塀

撤去支援助成も引き続き計上しております。

道路橋りょう維持では、町道砂子沢線他区画線設置、町道松木沢線・上谷地線の側溝改修、町道牛馬長根1号線舗装補修など1,601万1,000円を計上しました。

道路橋りょう新設改良では、冬期間の円滑な交通確保のため一本杉地区への流雪溝設置、橋りょう長寿命化事業、町道向陽線歩道舗装補修、町道上小坂2号線道路改良事業などに1億1,823万5,000円を措置いたしました。

十和田湖和井内エリア整備事業では、駐車場整備に係る敷地造成、無電柱化事業など8,585万円を計上しております。

砂防対策として、県単急傾斜地崩壊対策事業で横道地区が事業採択される予定であり、工事に向けた調査事業の負担金として100万円を新たに措置しております。

河川整備事業として、松木沢川ブロックかさ上げ工事などに317万7,000円、都市計画マスタープラン等策定業務経費に2,179万1,000円、町営住宅改修整備として、渡ノ羽住宅屋根ふき替え、けやき宿舎風呂釜更新などに1,309万円を計上いたしました。

9款消防費であります。

鹿角広域行政組合消防費負担金として1億4,859万6,000円、消防団運営管理経費に1,487万4,000円を措置したほか、防災対策として自主防災組織活動への助成に26万円、緊急告知ラジオ運営経費に330万円を計上いたします。

また、防災ハザードマップ作成業務委託に440万7,000円、河川洪水浸水想定区域図作成業務委託に783万2,000円を新たに措置しております。

10款教育費であります。教育費予算は前年度当初予算と比較し3.2%増の3億5,195万2,000円となっております。その内容につきましては、教育委員会から教育行政の方針と予算の大要の説明がありますので、割愛させていただきます。

12款公債費は、前年度当初予算と比べ377万6,000円。0.7%減の5億7,022万6,000円を計上しております。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症により、感染防止対策や地域経済への影響、新たな生活様式への対応に向けた行政需要が令和2年度に引き続き見込まれる状況にあります。

また、公共施設の老朽化による更新費用の増加、人口減少による町税や地方交付税の減収も想定されます。

財政運営は厳しさを増しますが、健全性の確保に十分留意し、一層堅実な行政運営に努めてまいります。

以上、一般会計の概要であります。

次に、特別会計・企業会計についてご説明申し上げます。

まず、国民健康保険特別会計であります。

加入世帯を740世帯、被保険者1,060人を想定し、国保税を1世帯当たり10万5,512円、医療費は新型コロナウイルス感染症の影響により、医療費の推計に不安要素があることから、前年度実績より微増で見込み、総額5億7,590万円の予算を編成しております。

後期高齢者医療特別会計は、後期高齢者医療広域連合納付金として8,105万9,000円を計上し、予算総額を8,209万6,000円といたしました。

介護保険特別会計であります。

介護認定者への保険給付と介護予防事業を中心に行う保険事業勘定が、歳入歳出ともそれぞれ7億9,122万1,000円で、前年度当初予算対比で68万4,000円、0.1%の増となっております。

町直営の居宅介護支援事業所などの運営を行う介護サービス事業勘定は、居宅介護サービス計画費の収入を計上し、歳入歳出予算の調整で生じた財源の不足額251万3,000円を一般会計繰入金で措置しております。全体では、歳入歳出ともそれぞれ313万1,000円で、前年度当初予算対比で9万4,000円、3.1%の増となっております。

歯科診療所特別会計は、歳入歳出それぞれ6,814万1,000円で、歳入の主なものは、診療収入3,307万6,000円、一般会計繰入金2,574万円であります。一般会計繰入金は前年度より787万4,000円の増となっております。

歳出は、総務費4,894万5,000円、医療費1,778万3,000円及び公債費141万3,000円を計上しております。

中小企業従業員退職金等共済事業特別会計は、歳入歳出それぞれ403万9,000円の予算を編成しております。歳入は、共済掛金収入86万4,000円、基金運用の利子収入等20万6,000円、基金繰入金295万6,000円などで、歳出では、退職一時金295万6,000円、共済基金積立金107万1,000円及び管理費1万2,000円となっております。

菅原ヤエ奨学資金特別会計は、歳入歳出それぞれ360万3,000円を計上しております。歳入は、預金利子3,000円、基金繰入金132万8,000円、貸付金収入227万2,000円で、歳出では、大学生新規5名、継続1名への貸付金360万円、基金積立金3,000円という内訳になっております。

下水道事業特別会計であります。地域環境と生活衛生を保全し、快適で衛生的な暮らしを

提供するため計画的な下水道整備に努めます。

予算総額は3億922万5,000円で、歳出の主なものは、米代川流域関連公共下水道建設事業として、荒川地区の実施設計、管渠整備など1億1,776万円、県営米代川流域下水道鹿角処理区建設事業に対する負担金として698万5,000円であります。

ほかに、米代川流域下水道維持管理費と汚泥焼却管理費負担金として3,671万1,000円、トイレの水洗化改造費用の利子補給金2万円などを計上しております。

歳入は、受益者分担金と負担金で229万円、下水道使用料と手数料で4,601万1,000円、国庫補助金5,000万円、一般会計繰入金1億972万3,000円、町債1億70万円などとなっております。

小坂財産区特別会計は、小坂財産区を管理する経費として予算総額177万6,000円を計上しました。

水道事業会計は、安全で安定した水道水の供給を行うための予算を計上しております。

本年度は、給水戸数2,098戸に対して1日平均1,272m³の給水を行うこととし、収益的収入2億5,597万円、収益的支出2億5,086万6,000円を予定しております。高料金対策として1億円、簡易水道事業特別会計からの移行分の利子の一部負担を含め、一般会計からの負担金の総額は1億338万円となりました。

また、資本的支出は2億2,369万3,000円で、藤原地区配水管布設事業7,254万5,000円、企業債元金償還金1億4,461万8,000円が主なものとなっております。

資本的収入は9,061万6,000円で、企業債5,400万円と一般会計からの出資金1,860万4,000円、国庫補助金1,801万2,000円となっております。

以上、令和3年度行財政の大要として、まちづくりに対する基本的な考え方と予算の主要事業についてご説明をいたしました。

本予算は、町財政の健全化の確保に十分留意しつつ、住民生活を守り、町民サービスの向上のため限られた財源を有効に活用し、町民目線に立ち、小坂町の今後の進むべき方向を見据え編成したものであります。

着実かつ効果的に各施策を推進できるよう全力で取り組んでまいります。

令和3年度予算案並びに関係議案ともに慎重ご審議の上、ご協賛を賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（目時重雄君） 次に、教育委員会教育長から教育行政の方針と予算の大要についての

説明を求めます。

教育委員会教育長。

〔教育長 澤口康夫君登壇〕

○教育長（澤口康夫君） それでは、令和3年度小坂町教育行政の方針と予算の概要についてご説明申し上げます。

教育目標は「心豊かでたくましく、ふるさとの発展につくす町民を育てる」でございます。

教育行政の方針といたしましては、小坂町総合計画及び小坂町新総合教育エリア構想を基本として、小坂町教育推進大綱を策定し、その施策を推進してまいりましたが、令和2年度で対象期間が終了するため、町の現状と課題を念頭に置き、目指す教育の理念や方向性を明確にするため、第3期小坂町教育推進大綱を策定いたしました。対象期間は、令和3年度から6年度までの4年間となります。

大綱において、学校教育では小坂町の特色を生かした教育活動を展開しながら、小中一貫教育を推進し、生きる力とふるさとを愛する心をもった児童生徒を育成します。社会教育では一人一人が豊かな人生を送ることができるよう、学習環境を整え、その学習成果を適切に生かすことのできる社会を目指すことを基本方針に定めております。

この教育推進大綱に基づき、学校教育、社会教育とも町の新しい総合計画に掲げる「豊かな心と未来を育む人づくりのまち」の実現を目指して取り組んでまいります。

令和3年度における小坂町の新入学児童生徒数は、小坂小学校20名、小坂中学校32名の予定です。

在学児童生徒数は、前年度（令和2年4月1日現在）と比較して、小学校が13名減の150名、中学校は4名増の87名の見込みです。学級数は、小学校が8学級、中学校が5学級で、小中とも昨年と同数の見込みとなっております。

小中一貫教育校として9年目となります。今までの歩みを検証しながら、さらなる連携を進めるため、小中合同の教職員研修など一層の充実を図ってまいります。

GIGAスクール構想の実施に向け、ICT環境整備、教職員研修を行い児童生徒1人に1台配置されたタブレット端末の効果的な活用を推進します。

学校給食費の半額助成、教材費の公費負担等にも継続して取り組み、子どもたちが安心して学べる環境を整えてまいります。

また、学校と地域住民が力を合わせて学校運営に取り組む学校運営協議会を設置し、学校と地域が相互にパートナーとして行う地域学校協働活動との一体的な実施を推進します。

社会教育においては、地域学校協働活動による学校を核とした地域づくりを目指し、地域と学校が相互にパートナーとして、連携・協働しながら地域全体で子どもたちを育む体制づくりを目指します。

放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的に実施している子どもクラブ S k i p の充実に向け、支援員や職員の研修への参加を促します。

子育て経験者や専門家等で構成する家庭教育支援チームを設置し、様々な家庭教育支援事業を実施します。

読書活動の推進では、全ての町民が日常の生活の中で読書に親しみ、読書活動や交流ができるよう、出張図書館の充実、図書システムの効果的な運用など環境づくりに努めます。

また、芸術文化振興においては、特別展として秋田の版画家たち（仮）を開催し、町民がより高い芸術文化に触れる機会を創出します。

それでは、教育予算について、主なものを説明いたします。

令和3年度教育費歳出予算案全体では、一般会計で総額3億5,195万2,000円を計上しております。前年度当初と比較して3.2%の増となりました。

菅原ヤエ奨学資金特別会計は、総額360万3,000円、前年度当初と比較して20.0%の増となりました。

一般会計における民生費・保育所に係る主な事業では、マリア園の集団活動で声かけの必要な幼児に対する保育サポート事業に保育士4人分878万6,000円、3歳以上の入所児童保護者に対する副食費助成221万4,000円、在宅育児支援給付金給付事業に543万円を計上しています。

学校教育関係の主な事業では、一人一人の個性を尊重したインクルーシブ教育を目指した学校生活サポート事業に、学校生活支援員5名を配置する経費1,013万6,000円を措置しています。

また、英語教育の充実と国際交流の進展を図ることを目的とした外国語指導助手（A L T）配置経費として466万円を計上しています。

通学バス運行事業では、七滝地区児童用スクールバス運行経費と、十和田湖地区児童生徒が通学するためのタクシー運行业務委託を合わせ1,309万8,000円を計上しております。

小坂高校の発展を側面から支援する小坂高校発展支援協議会には、事業費補助として100万円、育英事業としては、資格検定受検費用の一部を補助する事業費100万円を計上しています。

奨学資金貸付事業は、貸費予定人員を高校生新規4人、大学生等新規7人・継続10人とし912万円を計上しております。また、若者の定住促進に取り組むため、町内に居住する奨学金貸費者に対し、返還額の3分の1を助成する事業として7人分47万2,000円を措置しています。

小学校5・6年生から中学生の学力向上対策として開催している小坂鉦山の子未来塾の経費として200万7,000円、また子育て支援事業として保護者の負担軽減と地産地消のさらなる取組を進めることを目的に、小・中学校児童生徒の学校給食費半額助成分として619万1,000円を計上しております。

保護者の負担軽減を図るため、小中学校の授業で使用する教材費等を公費負担する経費として、小学校に213万2,000円、中学校に175万1,000円の合わせて388万3,000円を措置しています。

小中学校のICT関連整備事業としては、メディアルーム及び小中学校教員の教務用パソコンのリース料550万円のほか、授業用タブレット34台及び通信環境整備リースに係る経費として103万2,000円、合わせて653万2,000円を措置しています。また、令和2年度に導入しました児童生徒1人1台のタブレット端末などを有効活用していくため、ICT環境サポート業務委託として598万4,000円を措置しています。

遠距離児童・生徒の通学費補助としては、小学生では12人分26万4,000円、中学生では16人分70万円、合計96万4,000円を計上いたしました。

児童・生徒のスポーツ・文化活動に係る各種大会派遣補助としては、小学校に39万4,000円、中学校に422万7,000円、合計462万1,000円を計上しております。

教育扶助費は、小学校に対象児童30人分で317万9,000円、中学校に対象生徒17人分で260万7,000円の合計578万6,000円を措置いたしました。

小坂町新総合教育エリア構想に基づく小中一貫教育研究会事業としては、教職員の視察研修のほか、小学校3年生のひめます稚魚の放流式参加とひめます学習会、小学校4年生のブドウ栽培と加工実習、小学校5・6年生と中学校1年生の十和田湖野外体験学習等を実施する経費として62万1,000円、小中学校合同での芸術鑑賞教室、中学校の合唱指導講習会、小坂高校と合同での強歩大会等に48万2,000円、合わせて110万3,000円を計上しております。

社会教育関係の主な事業では、学校への読書活動支援員の配置、ブックスタート等の家庭教育支援事業、放課後や休日の生活や体験をサポートする子どもクラブSkipなどを総合的に取り組む学校・家庭・地域連携総合推進事業に1,222万5,000円を計上しています。

また、短期教育留学事業についても継続実施することとし、92万8,000円を措置しました。芸術文化振興事業では、康楽館演劇祭に関する経費として108万3,000円を計上しております。

また、文化財保護事業としては、町の伝統行事である小坂七夕祭や盆踊り大会、町の無形民俗文化財に指定されている濁川虫送り行事及び出羽神社権現舞に対する補助として、合わせて334万1,000円を計上しております。

また、中小路の館の柱、壁など腐朽している部分の補修工事118万8,000円を計上しております。

社会教育関連事業では、社会を明るくする運動や行事ごよみ作成、各自治会連絡協議会が行う事業への活動補助130万7,000円を計上しております。

図書館費では、図書購入費として171万円、郷土館費では、特別展「秋田の版画家たち(仮)」などに128万7,000円を計上しております。

保健体育関係では、体育施設管理事業として、みんなの運動公園指定管理委託料157万3,000円、運動場を含む中央公園管理清掃業務等に951万8,000円を計上しております。また、スポーツ事業として体育協会が実施している全町大会やスポーツ少年団を含む社会体育関係団体の活動補助に184万8,000円を計上いたしました。

特別会計では、菅原ヤエ奨学資金特別会計で、育英事業の充実と継続のため、奨学資金貸付予定人員を大学生新規5人・継続1人として360万円を計上しております。

以上が主な内容であります。今後とも創意工夫をもって、より効率的な運営に努めてまいります。

最後に、令和3年度の教育行政方針が施策として円滑に進めることができるよう、関係する皆様のご理解とご指導をお願い申し上げまして説明を終わらせていただきます。

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本件につきましては、質疑を省略し、直ちに11人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審議することにしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本件につきましては、11人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審議することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員選任につきましては、小坂町議会委員会条例第5条第1項の規定により、1番、船水隆一君、2番、栗山忠三君、3番、本田佳子君、4番、亀田利美君、5番、菅原明雅君、6番、秋元英俊君、7番、成田直人君、8番、鹿兒島巖君、9番、小笠原憲昭君、10番、熊谷聰君、11番椿谷竹治君、以上11人を委員に指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしました11人の諸君を予算特別委員に選任することに決定いたしました。

休憩いたします。

休憩 午前11時25分

再開 午前11時26分

○議長（目時重雄君） 再開いたします。

休憩中にお諮りいたしましたように、予算特別委員会の委員長及び副委員長の互選の結果、委員長には総務福祉常任委員長の椿谷竹治君、副委員長には産業教育常任委員長の亀田利美君とすることに決定いたしました。

◎議案第12号の上程、説明、委員会付託

○議長（目時重雄君） 日程第14、議案第12号 令和3年度小坂町下水道事業特別会計への繰入れについてを議題といたします。

お諮りいたします。

本議案につきましても議案の朗読を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第12号 令和3年度小坂町下水道事業特別会計への繰入れについて、提案理由をご説明申し上げます。

法非適用の公営企業会計につきましては、地方財政法第6条において、基準外の繰入れを行う場合は、その限度額について議会の議決を得ることとされております。

したがいまして、令和3年度における下水道事業特別会計に対する一般会計からの繰入額を、米代川流域鹿角処理区の県営下水道事業の建設費負担金、米代川流域関連公共下水道事業に係る経費及び町債の元利償還金等の一部として1億972万3,000円以内を繰り入れるものであります。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本件につきましては、質疑を省略し、本日設置されました予算特別委員会に付託して審議することにしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本件につきましては予算特別委員会に付託して審議することに決定いたしました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（目時重雄君） 日程第15、議案第13号 小坂町議会議員及び小坂町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第13号 小坂町議会議員及び小坂町長の選挙における選挙運動の

公営に関する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

選挙公営制度については、公職選挙法に基づき、候補者における費用負担の軽減と候補者間の選挙運動機会の均等を図るため、条例の定めにより、一定の範囲内で選挙運動費用を公費で負担することができるよう設けられている制度であります。

本議案は、このたびの公職選挙法の改正により、町村の選挙における公営対象が拡大されたことから、本町においても関係条例を制定し、立候補環境の改善を図ろうとするものであります。

詳細につきましては、総務課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（山崎 明君） それでは、私から詳細説明をいたします。

議案審議の参考の1ページをお開きください。

公職選挙法の一部を改正する法律が昨年6月12日に公布され、12月12日に施行されております。

これに伴いまして、条例を新たに制定するものであります。

改正の主な内容は、1つ目としまして、町村議会議員選挙及び町村長選挙における選挙公営の拡大として、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ポスター及びビラの作成、2つ目は、町村議会議員選挙におけるビラ頒布の解禁、3つ目が、町村議会議員選挙における供託金制度の導入であります。

町村議会議員選挙及び町村長選挙における選挙公営の拡大については、多様な人材の議会参加を促進する必要性の増大などから、条例で定めるところにより選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ポスター及びビラの作成の費用を町村が負担できることとなります。

町村議会議員選挙におけるビラ頒布につきましては、これまで禁止されておりましたが、今般の改正法により可能となりました。

ビラの頒布の上限枚数は1,600枚となります。

町村議会議員選挙における供託金制度の導入につきましては、町村議会議員選挙の選挙公営の対象の拡大により15万円の供託が必要となります。

供託物の没収点は記載のとおりであります。

2ページにつきましては、公費負担のイメージを掲載しておりますので、後ほどご確認願えればと思います。

それでは、議案の4ページにお戻りいただきまして、説明をしたいと思います。

条例案につきましては、第1条にはこの条例の趣旨を記載しております。

第2条には選挙運動用自動車の使用の公営の上限額、第3条には選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出、第4条には選挙運動用自動車の使用の公費の支払、6ページに移りまして、第5条には選挙運動用自動車の使用の契約の指定について定めております。

第6条からは、選挙運動用ビラ作成について定めておりまして、第6条は公営負担、第7条は契約締結の届出、第8条は公費負担の限度額までを作成業者に支払うこととしております。

第9条から第11条までは、選挙運動用ポスターの作成の公営、契約締結の届出、公費負担の限度額までを作成業者に支払うことを定めております。

第12条は、条例の施行に関し必要な事項について、小坂町選挙管理委員会が定めることとしております。

なお、この条例の施行は令和3年4月1日からとし、施行の日以後にその期日を告示された選挙から適用することとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題になっております議案第13号につきましては、総務福祉常任委員会に付託いたします。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（目時重雄君） 日程第16、議案第14号 小坂町在宅育児支援給付金給付条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第14号 小坂町在宅育児支援給付金給付条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例案は、子育て世帯の経済的負担を軽減し、子どもを安心して生み育てることができる環境づくりに寄与することを目的に、在宅で育児を行う方を対象に給付金を給付することについて、必要な事項を定めようとするものであります。

小坂町における就学前の子育てについては、保育所等を利用する場合、利用しない場合、どちらであっても町が経済的負担軽減の支援をさせていただくことを旨として、昨年10月から保育所等利用の完全無償化と在宅育児支援給付金の給付を実施しており、在宅育児支援給付金は、今年度においては新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源に、給付事業実施要綱を制定し、対象児童一人につき月額1万5,000円を給付しているところであります。

本条例案において規定する対象者、給付額、給付方法などは、現在運用している給付金と同様としており、給付金の内容に変化を加えるものではありませんが、町の子育て支援施策の一環として実施する事業であることから、条例において運用に関する基本事項を定め、制度運営しようとするものであります。

詳細につきましては、教育委員会事務局長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（古澤 健君） それでは、私から主な内容をご説明いたします。

審議の参考3ページをご覧ください。

主な内容についてですが、10月から実施しております在宅育児支援給付金と内容は同じであります。

対象児童については、①小坂町に住所を有していること、②で生後8週間を超え、満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間であること。

給付額については、対象児童1人につき月額1万5,000円。

給付金の振込については、年4回としております。

議案の8ページにお戻りください。

第3条では給付対象者について定めております。児童及び保護者がともに小坂町に住所を

要している方のうち、生後8週間から3歳で迎える最初の3月31日までの間にある児童を、保育所等を利用せずに在宅で育てている保護者を対象とする旨を定めております。

第4条では、給付額と給付対象期間について定めております。給付額は、対象児童1名につき月額1万5,000円。対象期間は年度ごとに決定するものとし、給付申請のあった月から年度末までとしております。

第5条では給付を受けようとする際に申請が必要である旨を、第8条では要件を満たさなくなった場合に届出が必要である旨を、第9条では給付金の給付を年4回とし、4月から6月分を7月に、7月から9月分を10月に、10月から12月分を1月に、1月から3月分を4月に給付する旨を明示しております。

第10条では、虚偽の申請、不正手段により給付決定を受けた事例が生じた際には、給付決定を取り消し、給付した給付金を返還させることができる旨をそれぞれ定めております。

第11条では、規則委任について定めており、別に定める施行規則において、申請や届出に必要な様式を規定することとしております。

施行期日は令和3年4月1日としております。

以上で説明を終わります。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○9番（小笠原憲昭君） 二、三質問させていただきたいと思います。

これは対象者は何人ぐらいいるのか教えていただきたいと思います。

○議長（目時重雄君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（古澤 健君） 来年度予算でご説明いたしますけれども、今現在41名で予算をつけております。

○議長（目時重雄君） 9番。

○9番（小笠原憲昭君） これは従来ですと3歳未満、要するに乳幼児といいますか、そういう子どもが保育所に入りづらいという、そういう環境があったと思います。それはなぜかというと、保育士の数を充足できないとか、それから保育料が高かったとか、そういう問題があって、3歳未満では保育所とか、そういう児童福祉施設を利用するということが非常に少なかった。だけれども今は国の施策で保育料は無料になったわけですね。

そうしますと、私から言わせれば、在宅育児というのがそんなに人数が多いはずはないのではないかという気が、私は過去の経験上からもそう言いたくなるわけですがけれども、今の四十数人というの中身を教えていただけませんか。ゼロ歳児が何人、1歳児が何人、2歳

児が何人とかって、年齢ごとに横に人数を教えてください。

○議長（目時重雄君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（古澤 健君） すみません、今、詳しい資料を持っていないのですが、予算説明の際には詳細を出したいと思います。

○議長（目時重雄君） 9番。

○9番（小笠原憲昭君） これは所得制限とか、そういうふうなものは関係なく、うちでとにかく保育すれば1万5,000円、3歳になるまでは支給しますよと、そういう解釈でよろしいのですか。

○議長（目時重雄君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（古澤 健君） 所得制限は設けておりません。

○議長（目時重雄君） 9番。

○9番（小笠原憲昭君） そこで、これも私は制度的に非常に気に入らないと思うのは、すべからず申請主義と、こういうことになっているわけですね。

年金も含め、いろんな制度が我が国では自ら進んで手を挙げないと該当する者にも支給しないと。つまりは、全てあなた方、自分の権利を主張しないと役所は認めないと、こういう考え方になっているわけですが、なぜそういうふうにしなければならない発想なのでしょう。

○議長（目時重雄君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（古澤 健君） まず、対象を絞れないということでもあります。

広報とホームページ等で広くお知らせしまして申請していただくということにしております。

○議長（目時重雄君） 9番。

○9番（小笠原憲昭君） 確かに、これは全ての者に支給するのではないから、その要件に該当しなければ支給しないと、それは確かにそうだと思います。ですから、対象者を把握するためには、私はそれに該当とするよというふうに申し出てもらわなければならない、それは今ご答弁いただいたとおりだと考えます。

そこで、その方々へ周知をさせる方法はどのようにされるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（目時重雄君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（古澤 健君） 広報、それからホームページ等でお知らせしたいと思います。

○議長（目時重雄君） 9番。

○9番（小笠原憲昭君） 法律的にいけば民生委員は児童委員を兼ねるということになっていますから、私は地域の実情をよくご理解されているのは民生委員さんだというふうに思います。

でありますので、例えば3月の民生委員協議会とか、そういうところに行って、こういう制度があるということを民生委員さんによくご説明をしていただくなりして、近くに保育所に行かない、そういう子どもさんがうちにいたら手を挙げて、役所へこういう書類を持って手続をさせていただきたいというふうなこともすべきでないかと考えますが、いかがですか。

○議長（目時重雄君） 教育委員会教育長。

○教育長（澤口康夫君） 今お話しいただきましたように、周知をしっかりと取り組んでいただくということを考えますと、今お話がありました民生委員の方々にも説明をしていきたいなと思っております。

○議長（目時重雄君） そのほか、質疑ありませんか。

○8番（鹿兒島巖君） 今のお話の中で、3歳児未満の対象は約40名ちょっとと言っていました。そうですね。

予算的に見ると、これは30人ぐらいの予算ですよ。543万円ですか、計上されているのは。そうすると、1万5,000円の12掛けると、割っていきますと約30人。だから30人の対象を見たという、その根拠といいますか、あと10人ちょっとは保育所に行くとか、そういうことになると思うのですが、今話を聞いていて、その辺で実際に保育園に行く人が何名、これは今までの経験値からだと思うのですが、積算をして10名程度、あとの30名は行っていないという、そういう計算になるのかどうなのか、この予算との関係での人数積算の根拠をもう少し教えていただきたいと思います。

○議長（目時重雄君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（古澤 健君） 根拠についてですけれども、年度途中で生まれるということもありますので、1名につき12か月分とはなっておりませんので、単純計算にはいかないと思います。

○議長（目時重雄君） 8番。

○8番（鹿兒島巖君） 予算計上するに当たって、不足するようになるよりは多少多めにという積算の仕方をしているのだと思いますが、実際にはこの数というのはもう少し変動があるのではないかと。先ほどちょっと話も出ていますが、保育園に行くという方のほうの数、負担

の関係で大分軽減されてきているので増えるのではないかなというふうに思っているわけで、実際に施行に当たっては、十分内容の周知と、それから各児童に対する状況の把握は親切に行っていく必要があるのではないかと思いますので、そういう対応をお願いしておきたいと思致します。

以上です。

○議長（目時重雄君） そのほか、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題になっております議案第14号につきましては、産業教育常任委員会に付託いたします。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（目時重雄君） 日程第17、議案第15号 小坂町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第15号 小坂町介護保険条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、令和3年度から令和5年度の介護保険料を定めるとともに、租税特別措置法及び地方税法の改正並びに新型インフルエンザ等対策特別措置法等の改正（案）にあわせて条例を改正しようとするものであります。

令和3年度から令和5年度における高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画策定に向け、策定委員会においてご審議いただいているところでございます。

1月27日に開催した第3回の策定委員会において計画の素案及び介護サービス見込み量を

お示しし、介護保険料の基準額を第7期介護保険事業計画と同額の年間6万3,600円、1か月当たり5,300円とすることをご承認いただきました。計画の策定は、次回3月10日の策定委員会をもって終えることとなります。

平成27年度の第6期計画期間から基準額を変えずに維持できているのは、平成18年度から実施してきた自治会館など身近な通いの場での介護予防事業によるところが大きいと考えております。

その事業の一つとして、各自治会に職員が出向き、参加者同士が交流しながら、介護予防につながる体操やレクリエーションなどを実施するお元気くらぶを現在32の自治会で実施していただいております。

さらに、お元気くらぶをきっかけに住民同士が定期的集い、交流する場を設けている自治会も増えており、参加者自身が介護予防のみならず健康増進にまで意識を向け、近隣の方々と一緒に実践し続けた結果、要介護認定率は県内でも低い認定率を維持しているものと考えております。

これ以外にも様々な事業が実践され、多くの方々にご協力いただき、たくさんの努力が積み重なった結果、基準額を維持することができました。町民の皆さんにはこの場を借りて感謝申し上げるとともに、引き続きご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、条例の詳細につきましては、福祉課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 福祉課長。

○福祉課長（西谷浩一君） 詳細につきましてご説明いたします。

議案審議の参考4ページ、5ページをお開きください。

本則第4条の保険料率の年度について、第8期介護保険事業計画期間の年度である令和3年度から令和5年度に改正するものです。

介護保険料につきましては、先ほど町長からの提案理由でもご説明申し上げましたが、改定は行わず、第7期の保険料と同額といたしました。また、制定附則中、延滞金の割合等の特例を規定する第6条は、租税特別措置法及び地方税法の一部が改正され、延滞金の割合の名称、特例基準割合が延滞金特例基準割合に改められたことによる改正、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免を規定する第7条第1項第1号では、これまで新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症の定義を引用しておりましたが、法改正により同条が

削除されましたことから、定義を追加し、改正するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題になっております議案第15号につきましては、総務福祉常任委員会に付託いたします。

◎議案第16号～議案第19号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（目時重雄君） 日程第18、議案第16号 小坂町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、日程第19、議案第17号 小坂町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、日程第20、議案第18号 小坂町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、日程第21、議案第19号 小坂町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを、関連がありますので一括で議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） ここで休憩に入ります。

再開は午後1時といたします。

町長から1時から提案理由の説明を求めます。

休憩 午後 零時00分

再開 午後 1時00分

○議長（目時重雄君） 午前中に引き続き、会議を再開いたします。

副町長。

○副町長（成田祥夫君） 先ほど議会の休憩中に菅原明雅議員から、町長の町政報告のワーケーションの取組について誤りがあるのではないかというご指摘をいただきました。

その内容につきましては、秋田犬ツーリズムが七滝活性化拠点センターを利用して、ANA、全日空の社員によるワーケーションを実施するという内容でありましたけれども、秋田犬ツーリズムに確認したところ、議員のおっしゃられるとおり、この事業については一旦中止となったというふうな話でありました。

秋田犬ツーリズムの事務局のほうからは私のほうに連絡がなかったわけなのですけれども、この件につきましては秋田犬ツーリズムからおわびがありました。おわびがあったとはいえ、誤った報告をされたと、してしまったということを深くおわびいたします。

なお、この事業につきましては、再開は、コロナ収束後、速やかに取り組んでいただけるよう秋田犬ツーリズムと連携して取り組んでまいりたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（目時重雄君） 議案第16号、第17号、第18号、第19号について、町長から説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第16号 小坂町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、議案第17号 小坂町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、議案第18号 小坂町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、議案第19号 小坂町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、関連がございますので一括して提案理由をご説明

申し上げます。

本議案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行により、各事業の人員、設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、その内容に沿って条例を改正するものであります。

高齢者虐待防止の推進、職場におけるハラスメント対策の強化、業務継続に向けた取組の強化、感染症対策の強化、会議や多職種連携におけるICTの活用などを追加しております。

詳細につきましては福祉課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（目時重雄君） 福祉課長。

○福祉課長（西谷浩一君） 改正します4つの条例の改正内容の詳細につきましてご説明いたします。

議案審議の参考6ページ、7ページをお開きください。

介護サービスに係る人員、設備、運営等の基準は、介護保険事業計画の期間に合わせ、3年に一度介護報酬に関わる改定と合わせて大規模な見直しが行われます。

本年1月25日に指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されましたことから、この改正内容に沿って関連する4つの条例について一部を改正するものでございます。

まず、6ページの表は、議案第16号 小坂町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の改正内容とサービス類型ごとに概要をまとめてございます。

町内では、サービス類型欄、左から3番目の地域密着型通所介護はあかしあの里デイサービス、4番目の認知症対応型通所介護は心春、6番目の認知症対応型共同生活介護はグループホームこさか、7番目の地域密着型特定施設入居者生活介護はケアハウスわかばがそれぞれ該当いたします。

主な改正内容でございますが、地域と連携した災害への対応の強化として、災害発生時の対応において地域との連携が不可欠であることを踏まえ、避難訓練の実施に当たっても地域住民の参加が得られるように努めること。

認知症介護基礎研修受講の義務づけとして、医療・福祉関係の資格を有しない無資格者の介護従事者に対して認知症介護基礎研修を受講させることを義務づけなど、それぞれサービスごとに基準緩和、実施の義務づけ、新たに追加された事項など、16項目について改正した

ほか、法律等の引用条項や字句の整理を行っております。

また、全サービス共通で感染症対策の強化として、新型コロナウイルス感染が高齢者施設等でクラスターとして拡大したことなどから、感染症の発生及び蔓延などに関する取組の徹底を求める観点から、委員会の設置・開催、研修や訓練の実施を義務づけたことや、業務継続に向けた取組の強化など、9項目を追加し改正を行っております。

次に、7ページの表は、議案第17号から19号の3つの条例について改正内容の概要をまとめたものです。

表中左側の小坂町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例では、サービス類型として、介護予防認知症対応型通所介護は心春、介護予防認知症対応型共同生活介護はグループホームこさかが該当し、個別の改正内容は、先ほどの議案16号の内容と同様です。

また、表中中央の小坂町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例では、町、社会福祉協議会、小坂ふくし会で設置運営している居宅介護支援事業所が該当し、質の高いケアマネジメントの推進として、利用者に対し全6か月のケアプランの内容を説明することを新たに規定しております。

表中右側の小坂町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の個別の項目の追加改正等はありませんが、全サービス共通として、議案第16号と同様に、9項目について3つの条例にそれぞれ追加をし、改正をいたしております。

以上で説明を終わります。

○議長（目時重雄君） これより議案第16号の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題になっております議案第16号につきましては、総務福祉常任委員会に付託いたします。

続いて、議案第17号の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題になっております議案第17号につきましても、総務福祉常任委員会に付託いたします。

続いて、議案第18号の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題になっております議案第18号につきましても、総務福祉常任委員会に付託いたします。

続いて、議案第19号の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題になっております議案第19号につきましても、総務福祉常任委員会に付託いたします。

◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第22、議案第20号 小坂町交通指導員条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第20号 小坂町交通指導員条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

交通指導員は、町の道路交通の安全を保持する目的のために設置され、町内の祭典や交通

安全運動等をはじめとする諸行事で交通整理を実施し、町民にとって身近な存在となっております。

しかし、今般は少子高齢化が進み、交通指導員もその影響を受けており、平成28年度に指導員1名が退任された後、後任がおらず、今年度まで6人での活動を行ってまいりました。指導員を充足するため広報での募集も行っておりますが、応募には至っておりません。

本改正は、現在の状況を踏まえ活動体制の見直し等を行い、定員を9名から7名以内に変更するものであります。なお、充足するための1名の募集を今後も地域の皆さんに行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第20号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第20号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第23、議案第21号 小坂町公民館使用料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

[職員議案朗読]

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 細越 満君登壇]

○町長（細越 満君） 議案第21号 小坂町公民館使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例の一部改正は、旧七滝保育所が平成31年3月31日で閉所され、使用用途が定まっていなかったプレイルームを多目的ホールとして一般に使用させるため、別表の修正をするものであります。

施行期日は、令和3年4月1日からとしております。

詳細につきましては、教育委員会事務局長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（古澤 健君） それでは、私から小坂町公民館使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について、ご説明いたします。

本議案は、七滝保育所が平成31年3月31日で閉所され、使用用途が定まっていなかったプレイルームを一般に使用させるため、別表に追加するものであります。

審議の参考の102ページをご覧ください。

多目的ホールとして追加しております。

使用料につきましては、会議室と同額としております。

施行期日については、令和3年4月1日としております。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

9番。

○9番（小笠原憲昭君） 少し教えていただきたいのですが、これはどのくらいの利用頻度があると想定されておりますか。つまりは、使用料の歳入がどのくらいを見込んでの提案になるものですか。

○議長（目時重雄君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（古澤 健君） 使用の頻度についてでありますけれども、今まで教育

委員会の事業としては扱っておりましたが、そこで住民の方から使用したいという要望がありまして追加したものでありまして、頻度がどれくらいということは今のところは想定できないです。

○議長（目時重雄君） 9番。

○9番（小笠原憲昭君） そうしますと、今年度、令和2年度については、そういうふうな使用はなかったと考えていいのですか。

○議長（目時重雄君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（古澤 健君） 使用については、公民館の事業では使っておりましたが、一般ではなかったと思います。

○議長（目時重雄君） そのほか、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

9番。

○9番（小笠原憲昭君） 私は今あえて反対するつもりはございませんけれども、いろんな意味で施設を有効に活用していくということは確かに必要だろうと思います。

ただ、私は、これは新年度の予算のときにも議論をしたいと思うのですけれども、よそのほうの近隣の市町村を見ますと、公民館とかいろいろな公共施設については、センター化をしながら、できるだけ利用する方々の利便を考えた場合に無料化をしていくというふうな傾向があるわけです。

今回、七滝のこういう保育所の跡を公民館的に活用されていくということに関した場合に、これは今までの決まりがあるわけですから、そこだけ特別扱いにしてお金を取らないということにはできなかったから、こういう提案になったと思うのですけれども、私はできれば新年度から川上公民館も七滝公民館も、それから中央公民館、小坂公民館も含めて、もう今どきこの使用料を頂かなければならないという考え方をすべき時代ではないのではないかと、ううに気持ちもありますから、これは新年度予算のときに議論したいと思っておりますけれども、こういうことを申し上げながら、今この提案についてはあえて反対するものではないということだけ言わせていただきました。

○議長（目時重雄君） そのほか討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第21号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第21号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（目時重雄君） 日程第24、議案第22号 小坂町保育所保育の実施条例を廃止する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第22号 小坂町保育所保育の実施条例を廃止する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例案は、保育実施の基準事由を定めておりました条例について、当該基準を条例で定める根拠であった児童福祉法の条文が改められ、保育の実施に係る事由が子ども・子育て支援法において規定されたことから、役目を終えた条例を廃止しようとするものであります。

保育の実施について、改正前の児童福祉法においては、「市町村は、政令で定める基準に従って、条例で事由を定めて保育を実施しなければならない」旨が規定されておりましたが、改正後の同法において、「市町村は、子ども・子育て支援法の定めるところにより保育を実施しなければならない」旨の規定に改められました。

保育所は、家庭で昼間の保育を受けることが困難な児童にとっての生活の場であるとともに

に、集団生活による成長の場でもありますので、今後も法令にのっとり、町内の保育を必要とする全ての児童が保育所を利用できるよう、関係機関の協力を得ながら保育の提供に努めてまいります。

詳細につきましては、教育委員会事務局長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（古澤 健君） それでは、私から小坂町保育所保育の実施条例を廃止する条例制定について、ご説明申し上げます。

本議案は、町長の説明にありましたとおり、保育実施の基準事由を定めておりました条例について、当該基準を条例で定める根拠であった児童福祉法の条文が改められ、保育の実施に係る事由が子ども・子育て支援法において規定されたことから、役目を終えた条例を廃止しようとするものであります。

審議の参考103ページをご覧ください。

児童福祉法第24条第1項で、「市町村は条例で定める事由により」が、「子ども・子育て支援法の定めるところにより」と改正になっております。

104ページをご覧ください。

また、子ども・子育て支援法施行規則第1条の5第1項において、第1号から第10号まで基準事由が規定されております。

労働することを常態としていること、妊娠中または出産後間がないこと、疾病、負傷または身体に障害を有していること、同居家族を常時介護または看護していること、震災、風水害、火災その他の災害復旧に当たっていることなど、これまで条例で定めて運用してきた事由はもとより、求職活動を継続的に行っていること、教育施設に在学していること、職業訓練を受けていることなども加えられております。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題になっております議案第22号につきましては、産業教育常任委員会に付託いたします。

◎議案第23号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（目時重雄君） 日程第25、議案第23号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第23号 指定管理者の指定について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、七滝観光物産直売所・通称「滝の茶屋 孫左衛門」の指定管理者を指定するものであります。

七滝観光物産直売所は、明治百年通りと十和田湖を結ぶ道の駅として、観光情報の発信や観光案内及び地場産品の販売をしながら、観光客と町民への利用に供し、町の活性化に資することを目的に設置されているものであります。

指定管理の申請については、公募により昨年12月25日まで受付したところ、株式会社タクトの1団体から申請がありました。

副町長を委員長とし、職員並びに外部有識者で組織する指定管理者選定委員会を1月21日に開催し、本施設の管理・運営に係る事業・収支計画の内容等について説明、質疑応答等を行い、その後、選定基準を参照しながら審査を行いました。

申請団体である株式会社タクトは、他の自治体で指定管理者による受託を過去3施設運営・管理した実績があり、現在も1施設を管理・運営しております。今後3年間の提案内容も十分基準を満たしているなどの理由から、申請のありました株式会社タクトを指定管理者候補者に選定することに決定いたしました。

指定管理期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間であります。

議会の議決をいただいた後に指定管理者の指定をし、管理に関する基本協定の締結を行いまして、4月から管理・運営を行うこととなります。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題になっております議案第23号につきましては、産業教育常任委員会に付託いたします。

◎議案第24号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（目時重雄君） 日程第26、議案第24号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第24号 指定管理者の指定について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、小坂町康楽館の指定管理者を指定するものであります。

小坂町康楽館は、明治百年通りの観光拠点として、芝居小屋としての機能を活用して常打芝居を興行し、観光情報の発信や観光案内及び飲食物の提供や地場産品の販売をしながら、観光客と町民への利用に供し、地域の活性化に資することを目的に設置されているものであります。

指定管理者の候補選定については、公募によらない指定管理者の選定とし、小坂まちづくり株式会社から申請書を提出していただきました。

副町長を委員長とし、職員並びに外部有識者で組織する指定管理者選定委員会を1月21日に開催し、本施設の管理・運営に係る事業・収支計画の内容等について説明、質疑応答等を

行い、その後、選定基準を参照しながら審査を行いました。

申請団体である小坂まちづくり株式会社は、これまでの管理・運営の実績と今後6年間の提案内容も十分基準を満たしているなどの理由から、申請のありました小坂まちづくり株式会社を指定管理者候補者に選定することに決定いたしました。

指定管理期間は、令和3年4月1日から令和9年3月31日までの6年間であります。

議会の議決をいただいた後に指定管理者の指定をし、管理に関する基本協定の締結を行いまして、4月から管理・運営を行うこととなります。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題になっております議案第24号につきましては、産業教育常任委員会に付託いたします。

◎議案第25号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第27、議案第25号 令和2年度小坂町一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第25号 令和2年度小坂町一般会計補正予算（第11号）について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の一般会計補正予算は、年度末における各事業の精算見込み及び不足額の追加によります事務・事業費の整理、国・県補助金の確定による整理、特別会計への繰出金の整理など

を中心に編成したほか、国の第3次補正予算で措置されました防災・減災、国土強靱化の推進に関する事業として町道上小坂2号線道路改良事業、十和田湖和井内エリア整備事業、小学校空調設備整備事業を計上いたしました。

歳入においては、事務事業に関連する国・県支出金及び町債等の特定財源を調整したほか、法人町民税の収入済額及び普通交付税決定額のうち未計上であった分を予算化いたしました。

その結果、歳入に剰余が生じ、財政調整基金に1億2,193万7,000円、減債基金に9,500万円、公共施設等総合管理基金に1億円の積立てが可能となりました。

今回提案する補正額は、歳入歳出にそれぞれ3億2,004万2,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を53億968万9,000円にするものであります。

第2条において、年度内での完了が困難と見込まれる6事業について繰越明許費を設定いたします。

第3条においては、新型コロナウイルス感染症対応資金利子助成金の限度額を変更するほか、新たに実施する事業1件について、債務負担行為を設定するものであります。

第4条においては、3事業について起債限度額を調整し、減収補てん債を追加いたします。

詳細につきましては、総務課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（山崎 明君） それでは、一般会計補正予算（第11号）の詳細について、説明をいたします。

歳出から説明いたしますので、14ページをお開きください。

あわせて、項目ごとに係る歳入についても説明をいたします。

まず、1款1項1目議会費です。

議員の会議等費用弁償と議長交際費について、精算によりそれぞれ減額しています。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費です。

職員及び会計年度任用職員の人件費について、実績見込みにより報酬、給料、職員手当、職員共済組合負担金及び社会保険料を調整しています。

この後の各項目においても実績見込みにより職員人件費等を調整していますが、同様の人件費の調整の説明は省かせていただきます。

4目財産管理費です。

コロナ禍により公用車及びレンタカーの使用が減ったことから、それぞれ関連する項目を

減額しています。

財源内訳欄のその他149万4,000円は、旧砂子沢ダム事務所及び旧大川岱教員住宅の建物貸付分108万6,000円、小坂字金窪地内の法定外水路敷及び町有地売払い分27万7,000円、旧野口線バス及び公用車1台の売払い分13万1,000円です。

5目企画費です。

10節の印刷製本費は、第6次小坂町総合計画の印刷製本代を令和2年度予算に計上していましたが、町長選挙後に改めて計画内容を精査した上で印刷する必要があることから、全額減額するものです。

11節役務費と13節使用料及び賃借料は、地域おこし協力隊員に係る経費を精算しています。

14節の施設補修工事費の減額は、細前田自治会館外壁塗装工事の精算分です。

18節の出会いイベント支援事業補助金とみんなの地域づくり事業補助金は、それぞれ申請団体等がなく、全額減額しました。

財源内訳欄の国県支出金4万9,000円は、土地権利移転後利用目的届出受理に係る県からの権限委譲交付金の増額分です。

その他455万1,000円は、秋田県市町村振興協会市町村振興助成金31万7,000円と十和田湖地区の光ケーブル断線による災害共済金423万4,000円です。

6目電子計算費です。

12節の業務委託料は、システム改修等の精算により減額しています。

18節の秋田県町村電算システム共同事業組合負担金52万9,000円の増は、今年度中に障害者自立支援給付審査支払等システムを改修する必要があることから追加したものです。

7目基金費です。

収支予算調整の結果、3億1,693万7,000円の剰余が発生しましたので、財政調整基金に1億2,193万7,000円、減債基金に9,500万円、昨年12月に設置した公共施設等総合管理基金に1億円をそれぞれ積み立てることとしたものです。

この予算補正の結果、令和元年度末に10億3,898万7,000円であった財政調整基金残高は、令和2年度において3億1,379万3,000円を取り崩し1億2,293万7,000円を積み立てることから、令和2年度末残高は8億4,813万1,000円となります。

また、減債基金残高は、令和元年度末で4億3,087万円、令和2年度において7,015万2,000円を取り崩し1億円を積み立てることから、令和2年度末残高は4億6,071万8,000円

となります。

9目町史編さん費です。

それぞれの項目について、実績見込みに基づき減額しています。また、財源内訳欄のその他資料販売収入の実績に基づいての減額としています。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費です。

13節の車借料は、民生児童委員の研修会中止に伴う減額です。

18節のハートフル事業補助金は、9月補正で予算措置した多世代交流拠点施設みんなのお家だんらんの改修工事の終了に伴う精算です。

財源内訳欄の国県支出金の減は、ハートフル事業補助金に充当した地方創生臨時交付金に係るものです。

2目高齢者福祉費です。

12節業務委託料は、養護老人ホームへの入所者1名及び単価の増に伴い269万6,000円を追加したほか、外出支援サービス事業及び生活管理指導短期宿泊事業の実績見込みに基づき69万6,000円を減額しています。

財源内訳欄のその他218万9,000円は、養護老人ホーム入所者の負担金の増額分です。

5目障害者福祉費です。

11節審査支払手数料は、障害福祉サービス利用者の増による不足分を追加しています。

12節業務委託料は、配食サービスの利用者増に伴うものです。

19節の障害者自立支援給付費は、利用者及び利用者1人当たりの利用量の増加によるもので、1,500万円を予算措置しました。

財源内訳欄の国県支出金は、障害者自立支援給付費に係る国分750万円と県分375万円の増額分です。

6目福祉保健総合センター管理費です。

福祉保健総合センターの改修工事の終了による精算で減額しています。

財源内訳欄の地方債も同様で、10万円の減となります。

7目介護保険費です。

介護保険特別会計保険事業勘定の介護サービス給付費の増額の予算補正に伴い、114万5,000円を追加しています。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費です。

19節の児童手当の250万円の減は、実績見込みによるものです。

財源内訳欄の国県支出金の210万5,000円の減は、児童手当の精算による国負担分170万9,000円と県負担分39万6,000円です。

16ページをお開きください。

2目児童運営費です。

12節児童運営費委託料の減は、実績見込みによるものです。

18節の小坂マリア園保育環境確保事業補助金は、西側屋根防水面補修工事の終了による精算です。

財源内訳欄の国県支出金の475万6,000円の減は、保育委託に係る精算による国負担金277万3,000円と県負担金198万3,000円です。

3目子育て世帯臨時特別給付金給付費です。

子育て世帯臨時特別給付金給付事業の終了による事務費の精算として7万9,000円を減額しています。

なお、この事業は全額国からの補助金で賄う事業であることから、財源も同額を減額しています。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費です。

8節旅費は、コロナ禍により出張等が中止になったことから減額しています。

18節負担金では、鹿角広域行政組合の議会行政視察と、し尿及び不燃ごみ工事に係る工場検査がコロナ禍により中止となったこと、電算処理業務委託の変更により592万2,000円を減額しています。

2目環境衛生費です。

18節の合併処理浄化槽設置費補助金の541万2,000円の減は、当初予算で8件を見込んでいたところ、2件の実績となったことによるものです。

財源内訳欄の国県支出金133万2,000円の減は、合併処理浄化槽設置に係る国庫補助金85万2,000円と県補助金85万2,000円の減と、浄化槽に関する県からの権限委譲交付金372万2,000円の増分です。

4目予防費です。

12節業務委託料では、各種予防接種の実績見込みにより減額しています。

財源内訳欄の国県支出金339万7,000円は、地方創生臨時交付金を新型コロナウイルス感染症に係る高齢者等への検査助成分に充当することとして財源振替を行っています。

5目母子保健指導費です。

12節の検診委託料は、妊婦健康診査の実績見込みにより減額しています。

6目健康増進事業費です。

12節検診委託料は、各種健診受診者の実績により404万7,000円の減額となっています。

財源内訳欄の国県支出金12万2,000円の減は、がん検診に係る国庫補助金6万4,000円と、同じくがん検診等に係る県補助金5万8,000円です。その他の126万2,000円の減は、健診個人負担分26万2,000円と後期高齢者広域連合健診補助金100万円となっています。

3項1目診療所費です。

18節の十和田湖診療所運営費負担金は、負担額の確定により69万8,000円を減額しています。

27節の歯科診療所特別会計繰出金は、診療収入の減などにより565万7,000円の増となっています。

6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費です。

1節の農業委員会委員報酬は、農業委員及び農地利用最適化推進委員の活動及び成果実績に応じて農地利用最適化交付金が交付されますが、実績精算により35万6,000円を減額しました。

財源内訳欄の国県支出金は、県補助金の農地利用最適化交付金の精算分35万6,000円の減と農業委員会交付金の追加分33万4,000円です。

3目農業振興費です。

10節光熱水費は、畑作振興センターの電気・水道料の実績見込みによる減額です。

18節の補助金の増は、鳥獣被害防止対策事業及び飼料用米作付支援事業について、それぞれ実績見込みにより75万3,000円の減額となたね・そばの刈取り助成の実績による168万7,000円の増額となった水田利活用向上事業分です。

交付金の減は、環境保全型農業直接支払交付金の実績見込みによるものです。

財源内訳の国県支出金欄の87万1,000円の減は、環境保全型農業直接支払交付金に係る分です。その他の152万5,000円の減は、畑作振興センター使用料の実績見込みによるものです。

5目農業経営基盤強化促進対策費です。

機構集積協力金は、面積拡大や単価アップにより416万3,000円の増となっています。

財源内訳の国県支出金欄は、機構集積協力金に係る県補助金の増です。

7目バイオマスタウン推進費です。

なたねの買取り実績により減額しています。

8目グリーンツーリズム推進費です。

10節及び12節は、体験農園の管理費の精算による減です。

2項林業費、1目林業振興費です。

10節、11節及び13節は、実績見込みから不用額を減額しました。

18節の狩猟免許等取得費補助金も、実績により精算しています。

18ページをお開きください。

7款1項商工費、2目商工振興費です。

8節職員普通旅費は、不用額分を減額しました。

10節、11節、12節及び18節の地域応援商品券事業補助金は、地域応援商品券発行に係る経費で、実績精算によりそれぞれ減額しています。

18節の秋田県企業誘致推進協議会負担金は、精算による減額です。

補助金は、中小企業振興資金保証料補給、新型コロナウイルス感染症対応資金利子助成金、産業振興の雇用奨励金及び施設整備費、店舗等改修事業について、それぞれ実績見込みにより減額しています。

財源内訳欄の国県支出金457万9,000円の減は、充当していた事業の減額による地方創生臨時交付金456万2,000円と県からの権限委譲交付金の実績による1万7,000円です。

その他の72万円の減は、七滝活性化拠点センター使用料の実績見込みによるものです。

3目観光費です。

この目では、観光推進事業のほか、地方創生臨時交付金を活用した緊急宿泊支援事業、にぎわい創出提案型企画支援事業、康楽館活性化事業、康楽館常打芝居再開応援事業に係る事業精算により、それぞれの項目において減額しています。

財源内訳欄の国県支出金416万4,000円の減は、充当していた事業の減額による地方創生臨時交付金です。

4目康楽館費です。

17節の庁用器具費の減は、舞台用音響装置購入に伴う精算による減額です。

財源内訳欄のその他は、康楽館役者住宅使用料の実績見込みによる減額です。

5目小坂鉦山事務所費です。

外壁補修工事の精算による減額となっています。

6目国際交流推進費です。

後任の国際交流員がコロナ禍により来日できないことから、1節報酬、4節共済費及び8節旅費について、現時点での不用額をそれぞれ減額しています。

8目地域連携DMO推進費です。

秋田犬ツーリズムが実施している事業の精算により、負担金50万円減額しています。

財源内訳欄の国県支出金の減は、秋田犬ツーリズムが実施している事業に対する地方創生推進交付金です。

8款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう維持費です。

この目では、財源振替として道路占用料の増により財源内訳のその他欄に19万5,000円を追加しています。

2目道路橋りょう新設改良費です。

8節職員普通旅費の減額は、十和田湖和井内エリア整備事業に関連しての出張がなかったことによるものです。

12節業務委託料は、道路台帳補正業務委託の終了による減額です。

14節の施設整備工事費は、十和田湖地区の光ケーブルの無電柱化による埋設工事費の追加分として495万円、国の第3次補正予算で追加された十和田湖和井内エリア整備事業の敷地造成及び立木伐採に関する分として1,010万円を予算化しています。

道路改良工事費は、上向1号線道路改良事業の精算により94万3,000円の減、国の第3次補正予算で追加された交付金事業を上小坂2号線道路改良事業に充当することとして2,210万円を予算措置しました。

財源内訳の国県支出金欄の1,348万円の増は、社会資本整備交付金の1,760万円の増と二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金412万円の減によるものです。

地方債は、上向1号線道路改良事業の精算による210万円の減と、十和田湖和井内エリア整備事業の事業内容精算による1,310万円の減です。

4項都市計画費、1目都市計画総務費です。

都市計画の見直しに係る業務委託料の精算により減額しています。

2目公園管理費です。

この目では、都市計画区域内の公園の管理等の経費などを予算化していましたが、精算見込みから予算を整理した結果、業務委託料30万円を減額としています。

3目下水道費です。

下水道事業特別会計補正予算に係る収支調整分として、繰出金394万6,000円を減額しま

した。

20ページをお開きください。

5項住宅費、1目住宅管理費です。

本年度予定していた各種工事費の確定により、不用額をそれぞれ減額しています。

財源内訳欄のその他71万8,000円の減は、歳出の減額にあわせて財源調整したものです。

なお、この目で減額した財源は、1目土木総務費に増額措置しています。

9款1項消防費、1目常備消防費です。

18節負担金では、鹿角広域行政組合の消防施設に係る公債費の調整により不足が生じることから1万1,000円を追加しています。

10款教育費、1項教育総務費、3目教育助成費です。

18節補助金では、奨学金返還助成の実績見込みにより24万5,000円を、学校給食費の半額助成についても、その実績見込みから50万円を減額しました。

20節では、奨学資金貸付について、実績に基づき48万円の減額を行っています。

財源内訳のその他の10万8,000円の減は、奨学資金の元金償還の精算によるものです。

2項小学校費、1目学校管理費です。

10節の修繕料は、非常用発電機バッテリーの交換が必要なことから26万4,000円を予算化しました。

12節及び14節は、国の第3次補正予算で予算措置された学校施設環境改善交付金を活用した小学校空調設備整備事業として、特別教室の5部屋にエアコンを設置するための経費を予算化しています。

財源内訳の国県支出金の2,356万3,000円は、学校施設環境改善交付金603万9,000円と地方創生臨時交付金1,752万4,000円です。

2目教育振興費です。

小学校の修学旅行のキャンセル料を予算措置していましたが、キャンセル料が発生しなかったことから全額減額しています。

財源内訳の国県支出金の97万円の減は、キャンセル料に対応した地方創生臨時交付金です。

3項中学校費、2目教育振興費です。

7節報償費は、芸術鑑賞教室の中止による減額です。

11節諸手数料は、修学旅行のキャンセル料が一部発生しましたが、不用額となった分を減額しています。

18節の各種大会派遣費補助金は、実績見込みにより減額としています。

財源内訳の国県支出金の214万4,000円の減は、キャンセル料に対応した地方創生臨時交付金です。

4項社会教育費、4目社会教育施設管理費です。

交流センター・セパームにおいて購入予定であった空気清浄機が年度内での納入が不可能となったことから減額するものです。

財源内訳の国県支出金の108万9,000円の減は、空気清浄機購入に対応した地方創生臨時交付金です。

6目図書館費です。

交流センター・セパーム同様、購入予定であった空気清浄機が年度内での納入が不可能となったことから減額するものです。

財源内訳の国県支出金の314万円の増は、空気清浄機購入に対応した地方創生交付金19万円の減と、他の項目で減額した地方創生臨時交付金を図書館システム構築事業に充当するため333万円を追加したものです。

7目郷土館費です。

郷土館も同様で、購入予定であった空気清浄機が年度内での納入が不可能となったことから減額するものです。

財源内訳の国県支出金の17万3,000円の減は、空気清浄機購入に対応した地方創生臨時交付金です。

5項保健体育費、3目屋内温水プール費です。

今年度は営業を中止としたことから、関連する経費をそれぞれ減額しました。

4目学校給食費です。

10節消耗品費の10万1,000円は、調理及び衛生用品等の追加分です。修繕料は、新型コロナウイルス感染症対策として調理室のドアを自動開閉できるようにするものです。

続いて、歳入において、今回補正した一般財源について説明いたします。

10ページをお開きください。

1款町税、1項町民税、2目法人です。

町内企業の業績が好調だったことから法人税割が予算額より大幅な収入増となったことから、その分1億8,193万円を計上しました。

10款1項1目地方交付税です。

今回の補正における一般財源として、普通交付税 1 億131万9,000円を措置しました。

13ページをお開きください。

17款 1 項寄附金、1 目一般寄附金です。

一般寄附金 1 件20万円の申出があったことから、20万円を追加しています。

21款 1 項町債、8 目減収補てん債です。

新型コロナウイルスの影響により、景気変動に伴う通常の増減収を超える減収が生じる消費や流通に関わる 7 税目について、国の第 3 次補正予算により減収補てん債の対象税目に加えることとなりました。当町では、地方消費税交付金1,048万5,000円、町たばこ税95万7,000円、地方揮発油譲与税62万2,000円が対象となり、合計額1,206万4,000円を発行することとしています。

続いて、6 ページをお開きください。

第 2 表繰越明許費です。

これは、令和 2 年度中の完成が困難で、翌年度へ繰り越す 6 件について、その繰越明許費の上限額を定めるものです。

6 款農業水産業費、1 項農業費の元気な中山間農業応援事業865万2,000円は、馬铃薯栽培機械購入に関わるもので、コロナ禍により部品の調達が年度内にできなく納品が困難なことから、事業費の一部を翌年度に繰り越すものです。

8 款土木費、2 項道路橋りょう費の町道上小坂 2 号線道路改良事業2,210万円は、国の第 3 次補正予算で措置された社会資本整備総合交付金事業で、交付金の決定の可否が 3 月になることから年度内での完成が困難であり、事業費全額を明許繰越するものです。

十和田湖和井内エリア整備事業 1 億1,305万円は、国の第 3 次補正予算で措置された社会資本整備総合交付金事業1,100万円については、交付金の決定の可否が 3 月になること、計画していた無電柱化事業が来年度に繰延べになったことから、事業費の一部を翌年度に繰り越すものです。

9 款 1 項消防費の防災情報システム整備事業4,280万円は、防災行政無線のデジタル化整備工事に関わるもので、昨年、部品供給施設が火災となり、年度内での完成が困難であることから、事業費全額を明許繰越するものです。

10 款教育費、2 項小学校費の小坂小学校空調設備整備事業2,356万3,000円は、国の第 3 次補正予算で予算措置された学校施設環境改善交付金事業で、交付金の決定の可否が 3 月になることから年度内の完成が困難であり、事業費全額を明許繰越するものです。

5 項保健体育費の屋内温水プール設備補修事業621万4,000円は、2月に工事を発注しましたが、設備の納品に日数を要するため年度内での完成が困難となり、事業費全額を明許繰越するものです。

第3表債務負担行為補正では、新型コロナウイルス感染症対応資金利子助成金について、融資額の確定に伴い、それに見合う利子助成額の限度額を変更し1,235万1,000円としています。

休廃止鉱山坑廃水処理業務委託は、令和3年度予算に計上している621万4,000円について、その手続等を令和2年度中に行う必要があることから、今回の補正で措置したものです。

第4表地方債補正では、先ほど歳出の説明において述べたように、事業費の精算・追加に伴い調整し、総額から323万6,000円を減額し、地方債の限度総額を2億7,000万7,000円から2億6,677万1,000円に変更するものです。

以上で、一般会計補正予算（第11号）の説明を終わります。

○議長（目時重雄君） 議案第25号につきましては、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

◎議案第26号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第28、議案第26号 令和2年度小坂町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第26号 令和2年度小坂町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、既決予算額に歳入歳出とも79万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を5億9,280万7,000円にするものであります。

歳出補正の内容は、オンライン資格確認対応に係るシステム改修事業分と、令和3年度税

制改正に係るシステム改修事業分に要する秋田県町村電算システム共同事業組合負担金に139万7,000円、被保険者の資格異動に伴う過年度還付金に29万9,000円を増額し、特定健診事業費の整理により検診委託料90万円を減額しております。

歳入につきましては、オンライン資格確認対応に係るシステム改修事業分として国庫補助金に79万6,000円を増額しております。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 議案第26号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

◎議案第27号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第29、議案第27号 令和2年度小坂町介護保険特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第27号 令和2年度小坂町介護保険特別会計補正予算（第5号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、保険事業勘定の既決予算額に歳入歳出とも763万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を8億2,945万円にするものであります。

歳出補正の主な内容は、保険給付費のうち、要介護1から要介護5の方の介護サービス費の支払い分である介護サービス等諸費において介護給付費が当初の見込みよりも多くなっていることから、2款1項1目介護サービス等諸費を714万5,000円増額しております。

一方、要支援者の介護給付費である2款2項1目支援サービス等諸費について、見込みより少なく推移していることから51万2,000円減額しております。

また、2款4項1目高額介護サービス費につきましても、対象者が例年より多く推移してい

ることなどによりサービス費の不足が見込まれることから40万円増額しております。

加えて、6款1項2目償還金につきまして、令和元年度支払基金交付金が確定したことから32万円増額いたします。そのほかにつきましては、今年度の支払い実績を踏まえ、予算の調整を行っております。

歳入補正の主な内容につきましては、歳出の介護給付費増額分について、国、県、一般会計繰入金などの費用負担割合に応じた収入を見込み、総額で763万2,000円を増額いたします。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 議案第27号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

◎議案第28号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第30、議案第28号 令和2年度小坂町歯科診療所特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。
町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第28号 令和2年度小坂町歯科診療所特別会計補正予算（第4号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、既決予算額から歳入歳出とも40万円を減額し、歳入歳出予算の総額を5,981万4,000円にするものであります。

歳出補正の内容は、1款1項1目総務費において、医師看護師等謝礼金30万円、費用弁償10万円を減額しております。

歳入補正の内容は、1款1項1目歯科診療収入の個人負担分を107万5,000円、保険分498万2,000円を減額し、財源調整として3款1項1目一般会計繰入金565万7,000円を増額し、

調整しております。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 議案第28号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

◎議案第29号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第31、議案第29号 令和2年度小坂町中小企業従業員退職金等共済事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第29号 令和2年度小坂町中小企業従業員退職金等共済事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、既決予算額に歳入歳出とも180万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を497万3,000円にするものであります。

当初予算において、定年退職者1名分を予算措置しておりましたが、年度途中で希望退職者1名が生じ、退職金の支払いが必要になったことに伴い、歳出におきまして、退職一時金を182万6,000円増額し、合わせて基金積立金を2万円減額しております。

歳入につきましては、共済掛金収入を2万円減額し、合わせて中小企業従業員退職金等共済基金繰入金を182万6,000円増額しております。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 議案第29号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

◎議案第30号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第32、議案第30号 令和2年度小坂町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第30号 令和2年度小坂町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、既決予算額から歳入歳出とも487万円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億651万6,000円にするものであります。

歳出の主な内容は、1款1項1目下水道管理費の業務委託料を42万6,000円、県北地区広域汚泥処理事業負担金を30万2,000円それぞれ減額し、2款1項1目下水道建設費は、精算見込みにより工事請負費を304万2,000円減額しております。

歳入の主な内容は、収入見込額を精査した結果、1款2項1目受益者負担金51万3,000円、2款1項1目下水道使用料200万円をそれぞれ増額し、工事費の精算見込みにより7款1項1目下水道整備事業債を220万円減額しております。

また、4款1項1目一般会計繰入金を財源調整のため394万6,000円減額しております。

第2条においては、県事業である米代川流域下水道鹿角処理区建設事業が次年度へ繰り越しされることから、282万7,000円の繰越明許費を設定しております。

第3条においては、起債の限度額を事業費の精算見込みにより9,450万円から9,190万円に減額調整しております。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 議案第30号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

◎議案第31号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第33、議案第31号 令和2年度小坂町水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第31号 令和2年度小坂町水道事業会計補正予算（第4号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、収益的収入において、水道事業収益の既決額2億5,495万円に204万5,000円を増額し、2億5,699万5,000円に、収益的支出において、水道事業費用の既決予算額2億5,037万5,000円に69万8,000円を増額し、2億5,107万3,000円にするものであります。

その内容は、収入見込額の精査により、収益的収入の第1項営業収益1目給水収益に204万5,000円を増額し、収益の増加に伴い消費税納付額が増えることから、収益的支出の第2項営業外費用2目消費税及び地方消費税を26万4,000円増額いたします。また、前年取得資産分の償却費に不足が生じることから、第1項営業費用4目減価償却費を43万4,000円増額いたします。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 議案第31号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（目時重雄君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、次の本会議は2月25日午前10時から再開し、一般質問を行います。

散会 午後 2時27分